

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 中 小 企 業 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部 長

様

長崎県土木部監理課長



75 歳以上の者を経營業務の管理責任者・専任技術者及び建設業法施行令第 3 条に規定する使用人とする申請に係る常勤性確認について

75 歳以上の社会保険適用除外者を経營業務の管理責任者（以下、経管）、専任技術者（以下、専技）とする申請があった場合は、住民税特別徴収税額通知書等の提出をもって常勤性の確認を行うこととしていますが、許可要件である常勤性の担保の徹底の観点から、今後の確認方法及び提出書類については、別表のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

また、建設業法施行令第 3 条に規定される使用人についても常勤性が求められることから、今後は経管、専技と同様に確認を行うこととします。

なお、本取扱いについて疑義が生じた場合は、監理課建設業指導班、各地方機関建設業担当課までご相談くださいますようお願いいたします。

●75歳以上の者を経営業務管理責任者・専任技術者・令3条使用人とする申請に係る常勤性確認書類(個人事業主を除く)

	経営業務管理責任者(法人役員)						専任技術者						令3条使用人					
	特別徴収			普通徴収			法人役員			従業員			特別徴収			普通徴収		
	特別徴収		継続雇用	特別徴収		継続雇用	普通徴収		継続雇用	特別徴収		継続雇用	普通徴収		継続雇用	特別徴収		継続雇用
提出・提示書類	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用	継続雇用	新規雇用
申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療被保険者証(写し)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税特別徴収税額通知書(写し)	○				○				○						○			
住民税特別徴収切替届出書(写し)		○				○						○				○		
給与台帳																		
出勤簿																		
前年度源泉徴収票(写し)																		
法人税確定申告書	○																	
法人税申告書勘定科目内訳書	○																	

(備考)

- ・申立書については提出、その他の書類については提示を求める。
- ・住民税特別徴収切替届出書については、市町村担当課の受付印が押印されたものに限る。
- ・後期高齢者医療被保険者証に記載された住所が現在の勤務地での常勤が困難と判断される場合は、現住所の確認のため、次のいずれかの書類の提示を求めること。
公共料金請求書(電気、ガス、水道)、建物賃貸借契約書